

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年8月30日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 ホーマック株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホーマックスーパーデポ盛南店 盛岡市向中野七丁目16番77号

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗の所在地

エ 変更の年月日 平成25年3月26日及び同年7月16日

オ 変更の理由 店舗名称及び住居表示の決定のため

(2) 届出年月日 平成25年8月8日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 J A三井リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡蔦屋書店 盛岡市本宮四丁目40番20号

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年8月12日

オ 変更の理由 小売店舗の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年8月13日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所